

JIIMA 文書情報マネジメントセンター

業界の現状と課題 —倉庫業から文書情報マネジメントセンター(DMC)へ

2012年1月15日 (Ver. 1.1)

社団法人日本画像情報マネジメント協会 (JIIMA)

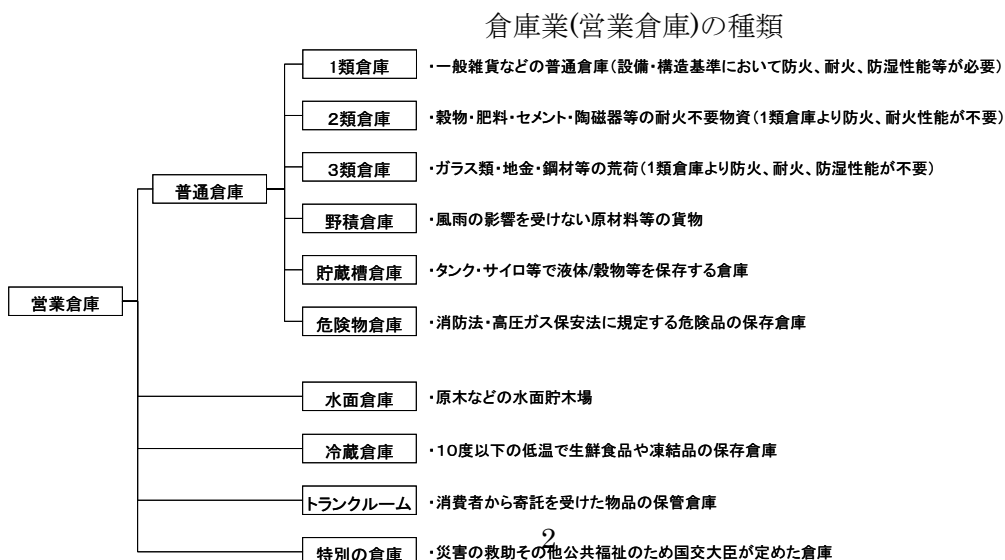
業界の現状と課題——倉庫業から文書情報マネジメントセンター(DMC)へ

1. 伝統的な「物流・倉庫業」とは

倉庫業とは、寄託を受けた物品を倉庫において保管する事業であり、生産と消費を結ぶ産業として、我が国の戦後高度経済成長をけん引し、国民生活の基盤を支えた極めて公共性の高い産業である。いわゆる「重厚長大」産業全盛時を支えた産業インフラの一つが、物流・倉庫分野であることに間違いない。このインフラ分野の業界を指導育成してきた中央官庁は、当時の「運輸省」(現国土交通省)であり、適用される法令は、昭和31年に制定された倉庫業法になる。

倉庫業法では、倉庫を「物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう」と定義している。さらに営業倉庫としては、保管できる物品により、雑貨・穀類から機械類に至る一般営業倉庫のほか、鉱石等の野積倉庫、油類等の貯蔵槽倉庫、危険物倉庫、冷蔵倉庫、木材などの水面倉庫を分類定義している。これらは典型的な「製品・商品」の物流・保管を前提とするものである。

高度経済成長期後半から、「製品・商品」以外の物品(財産)を倉庫で保管する事業への需要が高まり、業として消費者に提供する倉庫事業者が増加したが、該当する営業倉庫の分類は存在していなかった。しかし、利用者からは「トランクルーム」と認識されることから、消費者保護の観点からの法規制が必要とされ、平成14年4月には、物流の効率化、競争力の強化を図るべく、許可制から登録制への変更、料金事前届出制度の廃止、トランクルーム認定制度の法制化等、倉庫業法が一部改正された。機密文書等は、一般企業・官公庁もしくは個人(消費者)の「製品・商品」以外の物品(財産)であることから、営業倉庫分類においては「トランクルーム」に該当し、倉庫業法により規制・保護されることとなった。



2. 密やかな出発—既存「倉庫業」からの脱却

高度成長最中の1966年、埼玉県飯能市郊外に倉庫4棟が完成した。民間企業が建設したこの倉庫は、5000平方メートルの敷地を鉄条網に覆われたコンクリート塀が囲み、レーザ警備装置等で嚴重に警備された倉庫であり、完成記念式典といった華々しい行事は一切なく、密やかな門出であった。

これこそ、従来型の個人の財産を保管する「トランクルーム」ではなく、銀行や企業のコンピュータデータや各種帳票書類、官庁・自治体の公文書等、重要書類やデータを保管することだけを目的とした、全く新しい概念である「文書情報マネジメントセンター(DMC)」企業の我が国におけるスタートであった。

40年以上も昔に、徹底した防犯・防災対策を講じたトーチカのような情報倉庫を建設したとは、驚かざるを得ない。しかし当時この倉庫を建設した民間企業は「新しいビジネスモデル」について一切の对外発表は行なわれず、機密保持に徹底する姿勢を貫いた。当時のメイン顧客である金融機関や官公庁からは、スイスの銀行のように外部に公表しないことで「信用」を得ていたからであった。

3. 「DMC」業の拡大

このように「倉庫業法」が全く想定していなかった「DMC」事業は、45年前に、密やかに開始されたが、その後の高度情報化社会の進展によって、社会的なニーズが徐々に顕在化し、この新しいビジネスモデルに着目した様々な企業グループが、「DMC」関連事業に新規参入することとなった。

現在、社団法人日本画像情報マネジメント協会(JIIMA)に加盟している「DMC」業の会員企業と、委員会活動に参加している関連会員企業は、下記のとおりである。

[DMC 事業を行っている会員企業]

- 札幌三信倉庫株式会社
- 鈴与株式会社
- 株式会社セキュリティリサイクル研究所
- 株式会社データ・キーピング・サービス
- 寺田倉庫株式会社
- 沼尻産業株式会社
- 株式会社ビジネスオリコ
- 三井倉庫ビジネスパートナーズ株式会社、
- 株式会社ワンビシアーカイブズ

[書類の機密抹消とリサイクルを専業とし DMC と協業する会員企業]

- 株式会社大久保

[その他 DMC と協業する会員企業]

- 株式会社アピックス
- SGシステム株式会社
- 株式会社ジェイ エスキューブ
- 株式会社日通総合研究所
- 菱洋インテリジェンス株式会社

4. サービス業務範囲の拡大

「DMC」企業は着実に拡大を重ね、現在ではほとんどが単なる「情報倉庫」に留まることなく、情報リスクマネジメントに関する信頼されるパートナーとして顧客企業のニーズに対応した様々な業務やサービスを展開している。

例えば 2002 年～2004 年にかけて、厚生労働省通達で病院の紙カルテや電子カルテの病院外での保存が、個人情報の方全な保護を前提として承認されてからは、診療録等の保存受託、患者別検索・電子送信が、「DMC」企業での標準的なサービス業務として、拡大している。

現在の「DMC」企業のサービス業務範囲は、以下のとおりである。

[ドキュメント管理分野]

- 重要文書の保管
- 重要文書の集配送
- 保管文書の検索、電子送信、現物配送
- 文書の電子化・検索台帳作成
- 不要文書の機密抹消処理(廃棄・リサイクルを含む)

[データストレージサービス分野]

- 記録媒体の保管
- 記録媒体の集配送
- 記録媒体の検索、電子送信、現物配送
- 不要記録媒体の機密抹消処理
- 電子データの管理業務

[BPO(ビジネス プロセス アウトソーシング)分野]

- 文書管理と情報処理のアウトソーシング業務
- データセンターの共同利用やバックアップ提供
- 事業継続計画(BCP/BCPM)のコンサルタント業務
- その他、情報セキュリティコンサルタント業務

このように、お客様の所有する書類や電子情報の加工・処理・保存・検索・集配・電子送信・機密抹消処理までを総合的に受託し保安全管理する業態の産業名称や産業分類は、我が国には見当たらない。例えば、「日本標準産業分類」では、「情報通信業」、「運輸付帯サービス業」、「倉庫業」、「卸売業」、「専門・技術サービス業」等に、部分的には相当するが、総合した産業名称としてはいずれも該当するものがない。

5. 社団法人日本画像情報マネジメント協会（JIIMA）への参加

JIIMAは1958年（昭和33年）に「日本マイクロ写真協会」として発足して以来、今日に至るまで長年に渡って、統合文書情報マネジメント（ECM）の普及啓発に努めてきた国内唯一の公認団体である。特に文書情報のスキャニングや検索情報の入力、記録媒体を使用した長期保存、セキュリティ分野等についてISO/JIS規格化や法的な証拠性確保のための活動、税法での規制緩和の活動等に取り組む一方で、「文書情報管理士」資格検定試験も50年以上に渡って継続している。その結果、今日では全ての中央官庁や都道府県、及び多くの市町村で公文書の電子化業務を競争入札する際に、「文書情報管理士」資格を入札要件とされるまでになっている。

「DMC」各社もドキュメントの電子化業務や、記録管理に関連するBPO業務の受託を強化する必要から、JIIMAへ関心を示す企業が現れ、2009年にトランクルークの認定第1号企業がJIIMAに入会された。

6. JIIMA 文書情報マネジメントセンター（DMC）委員会の発足

これを契機に、理事会では全国に点在する「DMC」事業を行う企業にJIIMA会員への参加を呼びかけることを決定、積極的な会員募集活動を開始した。その結果、徐々に「DMC」企業がJIIMA会員として新規加入されてきた。

この背景には、個別の「DMC」企業もお客様の拡大やサービス範囲の拡大に対応してゆくには、「1社の力だけでは不十分であり業界組織を編成して対応すべきテーマがある」ことを実感していたからである。

2010年7月、「DMC」企業の新規会員が7社を超えたためJIIMA理事会では、これらの会員企業をメンバーとする委員会を組織して、会員企業が必要とする

業界活動や、公益社会への情報発信、その他 JIIMA 活動を行う拠点としての委員会を組織することを決定した。全会員企業からの公募によりこの委員会に参加を表明した企業は、スタート時 8 社、現在では 15 社となっている。

委員会名称は、議論の末に「文書情報マネジメントセンター委員会」(略称; DMC 委員会)とすることとし、初代の委員長には理事長指名により株式会社ワンビシアーカイブズの野村貴彦経営管理本部長にお願いすることとして、実質的には第 50 期(2010 年 10 月)より正式な JIIMA 組織として発足することに至ったのである。

(文責; JIIMA 専務理事 長濱和彰)